

○放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件（平成二十二年総務省告示第二百七十号）
(傍線部分は変更部分)

告 示 案	現 行
<p>放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、同規則第六十四条の申請書及び第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように定め、平成二十二年六月三十日から施行することとしたので、告示する。なお、平成十七年総務省告示第八百三号（委託放送事業者の事業計画に関する総務大臣が特に公表する事項を定めた件）は、廃止する。</p> <p>一 認定基幹放送事業者が地上基幹放送の業務を行う者である場合 　　1 1～3 (略) 二 認定基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合 　　1 認定基幹放送事業者の氏名又は名称 　　2 百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する者の氏名又は名称 　　及び議決権の総数に対する議決権の比率</p>	<p>放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、同規則第六十四条の申請書及び第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように定め、平成二十二年六月三十日から施行することとしたので、告示する。なお、平成十七年総務省告示第八百三号（委託放送事業者の事業計画に関する総務大臣が特に公表する事項を定めた件）は、廃止する。</p> <p>一 認定基幹放送事業者が地上基幹放送の業務を行う者である場合 　　1 1～3 (略) 二 認定基幹放送事業者が衛星基幹放送の業務を行う者である場合 　　1 認定基幹放送事業者の氏名又は名称 　　2 百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する者の氏名又は名称 　　及び議決権の総数に対する議決権の比率</p>